

創立 100 周年記念事業に係る各種交流会プロモート費交付実施要綱を次のように定める。

令和元(2019)年 9 月 18 日改

100 周年記念事業実行委員会  
催事部会

### 各種交流会プロモート費交付実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、キタン会が実施する創立 100 周年記念事業に係る各種交流会（以下「当交流会」という。）の開催を支援する目的で、当交流会がより活発にかつ円滑に開催されるために「(仮)キタン会本部 100 周年記念事業特別会計」より支給するプロモート費について、必要な事項を定めるものである。

(当交流会の概要)

第 2 条 対象とする当交流会とは、次の通りに大別する。

- (1) 同期・同窓会系交流会  
卒年次同期会、支部会、ゼミ会、職域・サークル会等
- (2) イベント系交流会  
応援団、ゴルフ大会、マージャン大会、和歌・俳句会、駅伝大会等

(実施主体)

第 3 条 当交流会の実施者（以下「実施者」という。）は、個人又は複数人から構成される幹事団等であり、本実施者が開催に係るすべての企画・設営・連絡・案内等を実行するもので、本プロモート費の交付申請を行うものとする。

(交付申請等の管理者)

第 4 条 前条に定める交付申請の受領及び交付手続きの管理は、本催事部会が選任した催事部会委員（以下「管理者」という。）がこれに当たるものとし、同時に本管理者は実施者とキタン会本部とを繋ぐ連絡等の役目も担うものとする。

(当交流会の名称)

第 5 条 当交流会の名称は、実施者が任意に命名できるものとするが、通常事業との区別を図るため、当該名称の前に以下の冠名を付すこととする。また、当交流会の内容が明確となるよう、副タイトルの付与も含め名称には工夫を凝らすこととする。

- (1) 令和元(2019)年 5 月 1 日から令和元(2019)年 12 月 31 日 100 周年プレ記念
- (2) 令和 2(2020)年 1 月 1 日から令和 2(2020)年 12 月 31 日 100 周年記念

(交付資格要件)

第 6 条 本プロモート費の交付申請が可能となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 開催実施日が、令和元(2019)年 5 月 1 日から令和 2(2020)年 12 月 31 日であること。
- (2) 当交流会の参加予定者が、10 名以上確保できること。

- (3) 特定された当交流会ごと（例えば卒年次〇〇同期会）には1回限りで支給すること。但し、当該実施者又は参加者は、他の複数の当交流会に重複して実施又は参加することを認めること。
- (4) 実施者は、当交流会の開催に当たり、令和2(2020)年11月15日に開催予定である「記念式典及び祝賀会」への参加を呼び掛けるとともに、キタン会会員加入（年会費納入）の勧誘に努めることとし、申請時にその方法について開示すること。

（プロモート費の支給額）

第7条 プロモート費の支給額は、参加予定者一人当たり1千5百円とし、第2条に定める(1)同期・同窓会系交流会で参加者40人以上の場合は「6万円」、(2)イベント系交流会で参加者34人以上の場合は「5万円」、をそれぞれ上限額とする。

（交付申請書の提出）

第8条 実施者は、当交流会開催日の遅くとも2ヶ月前までに、【別紙1】に定める「交付申請書」を管理者へ提出するものとする。

（プロモート費の支給）

第9条 管理者は、前条に定める「交付申請書」の受領後速やかに交付決裁手続きを行い（決裁者は「催事部長」に一元化する）、原則、当交流会開催後、出席人数が確定した後にキタン会事務局から支給するものとする。その際、実施者名による領収書をキタン会事務局へ納付しなければならない。但し、出席予定が第7条に定める人数を確実に超えるなど特段の事情が認められる場合には、開催日前に支給できるものとする。

（交流会開催後の報告）

第10条 実施者は、別途様式を定める報告書【別紙2】に当交流会の成果等について記述し、出席者名簿及び記念写真等を添付の上、交流会開催後速やかに管理者へ提出しなければならない。当交流会の報告書等は、原則、キタン新聞及びHP等に掲載するものとする。

## 附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元(2019)年5月1日から施行する。但し、令和元(2019)年5月から7月までに開催する支部総会等の当交流会については、第8条及び第9条に定める期間は適用しない。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、創立100周年記念事業の終了をもって、その効力を失う。